

所管部課		市民環境部 課税課		部長		木村 西	
件 名		東大和市税減免規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市税条例					
	部課機関	まちづくり部都市づくり課					
1. 要 旨 多摩都市モノレール株式会社に対する経営支援として、沿線5市（八王子市・立川市・日野市・東大和市・多摩市）と多摩都市モノレール株式会社との間で、固定資産税及び都市計画税額の2分の1相当額を令和7年度から令和16年度までの10年間減免する覚書が締結された。 このことを受け、東大和市税減免規則の一部を改正するものである。 （1）主な改正内容 別表第5に多摩都市モノレール株式会社に係る減免規定を追加する。 （2）施行日 令和7年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。